

JMRC近畿個人会員各位

平成29年2月2日
JMRC近畿ジムカーナ専門部会
部会長 西山純一

JMRC近畿ジムカーナ救済基金2017年加入について

1) 加入金額

2016年末の残高が365,000円(預り金365,000円、支払0円)となっていることから、救済基金規定13条に基づき、2017年については、加入金を500円とします。

2) 免責金額の免除

以下の通り第16条を改定し、新たに「免責免除金制度」を設定致しました。

2017年JMRC近畿ジムカーナ 救済基金規定 改定内容

2017年改定	2016年
第16条【免責金の免除】 本基金に加入するに際し、第13条に定める加入金のほか、免責免除金として以下の金額を当基金に納入した者は、第10条に記載される免責金を免除する。(免責免除金の納入は加入時のみ可能とし、免責免除の有効期間は当該年内とする。) 1) 免責免除金 500円	第16条【免責金の免除】 本基金に継続して2年以上加入し、且つ、第13条にかかる加入金を4千円以上納付した実績が有る者は、第10条に記載される免責金を免除する。

これにより、2017年は

救済基金加入のみ 500円

救済基金+免責免除同時加入 1,000円

となります。

以上